

放射線による被害対策の早期実施を求める意見書

平成23年3月11日に、東日本を襲った未曾有の被害をもたらした地震により、多くの人命や財産が失われ、いまだに平常の生活を取り戻せない被災者も多い。なかでも、この地震により発生した福島第一原子力発電所の事故により飛散した放射性物質の影響はより深刻で福島県を中心に広範囲に拡がっており、その対策は長期化する恐れがある。人体への影響はもちろんのこと、農畜林水産物への影響も心配される中、風評被害は既に現実のものとなっている。

昨今では、不確実なものも含め様々な情報が錯綜し、何が正しい情報なのか分からず、将来への不安を一層募らせている被災地域の方も多くいる。こうした方々が今後安心してこの国で暮らしていけるように、国の責任において早急な対策の実施が求められる。

よって、国会及び政府においては、下記の対策について早期に実施するよう強く要望する。

記

1. 人体や農畜林水産物への影響について、科学に基づいた基準値を国としてしっかりと定め、広く国民に周知すること。特に子どもへの影響については、根拠ある基準値を明確にすること。
2. 天気や風向きによって数値が目まぐるしく変化する放射線量について、場所や時間を変えてきめ細かく測定し、そうして得られた測定値を判断基準として避難勧奨等を実施すること。
3. 避難勧奨等を実施する場合は、福島第一原子力発電所からの距離や、行政境などで一律に線引きをせず、放射線の影響の大小で実施すること。
4. 農畜林水産物について福島県産としてひとくくりにはせず、細かく産地表示する等して、福島県内でも放射線の影響の少ない地域の産業を風評被害から守ること。
5. 補償や賠償にあたっては、その対象人数や世帯を勘案して絞ることをせず、実際に被害にあわれた被災地域の方々を対象とすること。
6. 被災者の不安の声に真摯に耳を傾け、粘り強く最後まで諦めずに除染等の対策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月21日

伊万里市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様

内閣総理大臣 様
財 務 大 臣 様
総 務 大 臣 様
経済産業大臣 様
厚生労働大臣 様